

事務のてびき

— 2016年4月—

もくじ

事務のてびき	1
定 款	8
運 営 規 則	16
標準給与一覧表及び負担金額表	22
退職手当資金支給率表	23
運 営 細 則	25

事務のてびき

財団の目的

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団は、神奈川県内に私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含みます。以下「私立幼稚園」といいます。）を設置しているものに対し、当該幼稚園に勤務する園長、教員、事務職員その他の職員の退職手当資金を給付し、併せて、必要な事業を行うことにより、資質の豊かな教職員等の確保を図り、神奈川県民に充実した幼児教育を提供するとともに、保護者の経済的負担を軽減し、もって、神奈川県における私立幼稚園教育の充実及び振興に寄与することを目的とします。

財団に加入するには

1. 加入の資格

神奈川県内に私立幼稚園を設置している者（以下「設置者」といいます。）は加入できます。

2. 加入の手続き（運営規則第5条）

財団に加入しようとするときは、申込書に「加入資格取得届」を添付して財団に提出していただきます。

3. 納付金（運営規則第10条）

財団に加入するためには、1幼稚園につき3万円の納付金を納めていただきます。納入の方法は、所定の用紙で郵便局に払い込んでください。なお、この納付金は財団の基本財産に編入されますので、脱退等の場合でも返却されません

財団に加入したら

財団に加入した幼稚園は、次のような場合には、所定の用紙に記入し提出していただきます。手続きが遅れますと不利になる場合がありますので、所定の期日までに必ず提出してください。なお、各届出用紙は、毎年1月にお送りしておりますが、足りない場合はいつでもお申し出ください。また、ホームページからダウンロードする事も出来ます。ただし、標準給与月額算定基礎届の用紙は、毎年6～7月に事務局からお送りします。

提出書類一覧

このようなとき	期 日	届出様式	ダウンロード	備考
財団への加入	すみやかに	申込書		「加入資格取得届」を添付
教職員等の採用	10日以内	加入資格取得届	○	
教職員等の退職・死亡	10日以内	加入者脱退届兼退職手当資金給付請求書	○	職務上死亡のときは死亡を証する書面を添付
教職員等の氏名変更	10日以内	加入者登録変更届	○	教職員の住所変更は届出不要
幼稚園の人格・名称・所在地・代表者等の変更	10日以内	幼稚園登録変更届	○	口座名義人の変更がある場合は「負担金自動引落変更届」、「退職手当資金振込口座変更届」を添付
同一設置者の経営する幼稚園間での教職員の異動	10日以内	加入者異動届	○	
毎年5月・6月の平均給与月額報告	毎年7月15日まで	標準給与月額算定基礎届		7月初めに財団より送付
標準給与月額算定基礎届の訂正	すみやかに	給与月額変更届	○	
教職員等の休職・復職	10日以内	加入者休職・復職届	○	休職期間中は負担金の払込停止
財団からの脱退	すみやかに	辞 退 届		
負担金引落口座の変更	すみやかに	負担金自動引落口座変更届	○	
財団から給付される退職手当資金の振込口座の変更	すみやかに	退職手当資金振込口座変更届	○	

届出書類の代表者名と印鑑

届出書類には、次の区分により必ず代表者名と印鑑の押印をお願いします。

設置者区分	代表者名	使用する印鑑
学校法人	理事長名	理事長の職印
宗教法人	代表役員名	代表役員の職印
個 人	設置者名	設置者の個人印

負担金について

1. 負担金の計算は（定款第8条、運営規則第12条）

加入園の設置者は、毎月負担金を納めていただきますが、その計算は次のようになります。

☆各教職員等の標準給与月額の合計額×61／1000＝納付する負担金月額

⑩標準給与月額とは、毎年1回提出していただく「標準給与月額算定基礎届」に基づく新標準給与月額をいい、その年の10月から翌年9月までこの金額を適用します。

ただし、みなし定年制により満65歳で「みなし定年教職員等」となった方の負担金は、翌年度から納付の必要はありません。

なお、設置者からの負担金のほかに、神奈川県から当財団に対し補助金として加入教職員の標準給与月額の合計額の1000分の14の額が交付されています。

2. 負担金の納付期限（運営規則第13条第3項）

毎月の負担金は、翌月17日までに納付してください。

3. 負担金の納付方法（運営規則第13条第1項、第2項）

毎月の負担金は、銀行の自動払込、郵便局の自動払込及び郵便局の払込取扱票による納付方法とします。金融機関自動払込の場合は毎月17日に引き落としますので前日までに必ず所要額をその口座に振り込んでおくように注意してください。

払込取扱票による納付の場合は、納付期限の少なくとも7日前までに送付いたしますので、設置者は郵便局で払い込んでください。直接財団事務局へお持ちになっても現金の取扱いはいたしませんのであらかじめご承知ください。

4. 負担金を滞納すると（運営規則第14条）

負担金の納付期限は翌月17日ですが、この納付期限を過ぎても納付しない設置者に対しては「督促状」を発送します。納付期限までに納付されない負担金に対しては、年14.6％の割合で納付期限の翌日から負担金納付の日の前日までの日数によって計算した延滞金が徴収されますのでご注意ください。なお、負担金の納付を6ヶ月以上滞納しますと対象幼稚園としての資格を喪失しますので注意してください。

教職員を採用したときは

1. 加入取得者の範囲は

この制度に新規加入できる者は、神奈川県内の私立幼稚園に勤務する園長・教員・事務職員・その他の職員で65歳までで、その園が財団に加入していることが条件になります。

2. 加入資格取得の手続きは（運営規則第9条第1項第1号）

設置者が、教職員を採用したときは「加入資格取得届」を提出してください。

退職手当資金の給付について

1. 退職手当資金とは（運営規則第15条）

財団に加入している教職員が退職（死亡による退職を含む）した場合に、その園が支給する退職金に充てるため、財団から設置者に給付する資金を退職手当資金といいます。

ただし、普通退職の場合は加入者の加入期間が2年未満、職務上の死亡退職の場合は加入期間が1年未満では退職手当資金は支給いたしません。

2. 退職したときの手続（運営規則第9条第1項第1号、第21条）

設置者は、財団に加入している教職員が退職（または死亡）したときは、「加入者脱退届兼退職手当資金給付請求書」を提出してください。

提出された「加入者脱退届兼退職手当資金給付請求書」の内容を審査し、退職手当資金の給付が適当と認めた時は、「退職手当資金裁定書兼支払通知書」により、設置者に通知し資金を指定の口座に送金します。直接、退職した教職員への送金はありません。

また、「みなし定年教職員等」が現実には退職するときにも同じ手続きで満65歳に達した年度末に確定した額の退職手当資金を給付いたします。

☆給付の無い方の注意

無給付の方も必ず「加入者脱退届兼退職手当資金給付請求書」を提出して下さい。

3. 退職手当資金の給付時期

退職手当資金の給付は、退職した日の属する月の負担金の払込みを確認後に手続きをするため退職日から1～2ヵ月後になります。届出が遅れますと書類到着日から1～2ヶ月後になりますのでご了承ください。

4. 退職手当資金を受領後の提出書類（運営規則 23 条）

退職手当資金を受領し退職者に支給されましたら、下記の①②を両方とも必ずご提出ください。

①「退職手当資金領収書」（設置者印をご捺印ください。）

②退職者（死亡の場合は遺族）の「領収書」のコピーまたは「振込金受付書（受取書）」のコピー

☆支給の際の注意（運営規則第 15 条第 2 項）

設置者が教職員に支給する退職金の額は、給付された退職手当資金の額を下まわってはいない規則になっています。したがって、設置者が給付された退職手当資金を下まわって支給したときはその差額を、支給しないときはその全額を財団に返還していただきます。

退職手当資金の計算方法

財団が給付する退職手当資金の金額は、平均標準給与月額に支給率を乗じた額になります。

平均標準給与月額 × 支給率 = 退職手当資金（円未満は切捨て）

1. 平均標準給与月額とは（運営規則附則）

- ・加入期間が 7 年以上の場合は、退職する月から起算して 7 年間の標準給与月額の平均の額をいいます。【計算例 1】
- ・加入期間が 2 年以上で 7 年に満たない場合は、加入全期間の標準給与月額の平均の額になります。【計算例 2】

2. 支給率（運営規則第 16 条、附則）

運営規則別表第 3・・・平成 16 年 3 月 31 日以前の加入者に適用します。

運営規則別表第 4・・・平成 16 年 4 月 1 日以降の加入者に適用します。

運営規則別表第 2・・・平成 16 年 3 月 31 日以前にみなし定年教職員になられた加入者に適用します。

3. 加入期間の計算（運営規則第 19 条）

退職手当資金を計算する場合の支給率の基礎となる加入期間の計算は、教職員が当財団に加入した月から、退職した日の属する月までの月数となります。1 年に満たない月は切捨てとなります。

なお、設置者が納付する負担金に未納期間があるとき、または教職員が休職等により、負担金を納付しない期間があるときは、この月数を前段の期間から除外して計算することになります。

4. 退職手当資金の計算例

【計算例1】加入期間7年以上の加入者の退職手当資金

平成15年4月1日加入

平成29年3月31日退職（加入期間14年）

(退職前84ヶ月)	(標準給与月額)	(月数)	(標準給与月額合計)
①28.10.1～29.3.31	260,000 円	× 6ヶ月	= 1,560,000 円
②27.10.1～28.9.30	250,000 円	× 12ヶ月	= 3,000,000 円
③26.10.1～27.9.30	250,000 円	× 12ヶ月	= 3,000,000 円
④25.10.1～26.9.30	240,000 円	× 12ヶ月	= 2,880,000 円
⑤24.10.1～25.9.30	240,000 円	× 12ヶ月	= 2,880,000 円
⑥23.10.1～24.9.30	220,000 円	× 12ヶ月	= 2,640,000 円
⑦22.10.1～23.9.30	220,000 円	× 12ヶ月	= 2,640,000 円
⑧22. 4.1～22.9.30	210,000 円	× 6ヶ月	= 1,260,000 円
計 84 ヶ月			19,860,000 円
(退職前84ヶ月間の標準給与月額の合計)		(平均標準給与月額)	
19,860,000 円		÷ 84 ヶ月	= 236,428 円※
(平均標準給与月額)	(加入期間14年の支給率)	(退職手当資金)	
236,428 円	× 13.68	=	<u>3,234,335 円※</u>
☆別表第3適用			

【計算例2】加入期間2年以上7年未満の加入者の退職手当資金

平成27年1月1日加入

平成29年3月31日退職（加入期間2年3ヶ月）

(加入全期間)	(標準給与月額)	(月数)	(標準給与月額合計)
①28.10.1～29.3.31	190,000 円	× 6ヶ月	= 1,140,000 円
②27.10.1～28.9.30	180,000 円	× 12ヶ月	= 2,160,000 円
③27. 1.1～27.9.30	180,000 円	× 9ヶ月	= 1,620,000 円
計 27 ヶ月			4,920,000 円
(全加入期間の標準給与月額の合計)		(加入期間の月数)	(平均標準給与月額)
4,920,000 円		÷ 27 ヶ月	= 182,222 円※
(平均標準給与月額)	(加入期間2年の支給率)	(退職手当資金)	
182,222 円	× 1.40	=	<u>255,110 円※</u>
☆別表第4適用			

※ 平均標準給与月額・退職手当資金ともに円未満切り捨て

標準給与月額算定基礎届について

1. 標準給与月額算定基礎届とは（運営規則第11条）

財団では毎年7月1日現在、勤務している教職員の5月分と6月分の給与総額の平均額に基づき、各教職員の標準給与を決めます。この標準給与は、その年の10月から翌年の9月まで適用され、負担金及び退職手当資金給付の算定基礎となります。

一度決定した標準給与はその金額を1年間適用し、たとえ大幅な給与の変更があっても途中では変更しません。この点、私学共済の取り扱いと異なっておりますのでご注意ください。

2. 標準給与月額算定基礎届の手続きは

前項で説明した標準給与を決定するために「標準給与月額算定基礎届」を提出していただきます。それに基づき財団で新標準給与を確認し、「標準給与月額算定基礎決定通知書」を送付いたします。

その他の報告事項は

1. 教職員の氏名が変わったときは（運営規則第9条第1項第2号）

教職員の氏名が結婚等により変わったときは、「加入者登録変更届」を財団に提出してください。ただし、教職員の住所変更のときは提出の必要はありません。

2. 教職員が休職（停職）・復職したときは（運営規則第9条第1項第5号）

設置者は、教職員が休職（停職）し、その者の負担金の払い込みを復職まで停止しようとするとき、およびその者が復職したときは、「加入者休職・復職届」を財団に提出してください。

3. 同一法人内で教職員が異動したときは（運営規則第9条第1項第4号）

同一設置者の経営する幼稚園間で異動があったときは、「加入者異動届」を財団に提出してください。

4. 幼稚園の異動のときは（運営規則第9条第1項第3号）

幼稚園及び法人の名称・所在地・代表者が変わったときは、「幼稚園登録変更届」を提出してください。

5. 財団を脱退するときは（運営規則第7条）

財団から脱退しようとする幼稚園設置者は、その理由を付して「辞退届」を財団に提出してください。

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、神奈川県内に私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。以下「私立幼稚園」という。）を設置しているもの（以下「設置者」という。）に対し、当該私立幼稚園に勤務する園長、教員、事務職員その他の職員（以下「教職員等」という。）の退職手当資金を給付し、併せて、必要な事業を行うことにより、資質の豊かな教職員等の確保を図り、神奈川県民に充実した幼児教育を提供するとともに、保護者の経済的負担を軽減し、もって、神奈川県における私立幼稚園教育の充実及び振興に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神奈川県内の私立幼稚園に勤務する教職員等で、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の私立学校教職員共済制度の加入者であるもの（以下「加入者」という。）が退職した場合に、当該設置者が支給すべき退職手当の資金をその設置者に給付する事業。
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第 5 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(運用財産の管理)

第 6 条 この法人の基本財産以外の財産の管理及び運用は理事長が行うものとする。

- 2 前項の運用に当たっては安全かつ有利に行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(納付金)

- 第 7 条 この法人の行う事業の対象となろうとする設置者は、納付金を納めなければならない。
- 2 前項の納付金の額は、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団運営規則（以下「運営規則」という。）で定める。

(負担金)

- 第 8 条 この法人の行なう事業の対象となった設置者は、負担金を、毎月払い込まなければならない。
- 2 前項の負担金の額は、運営規則で定める。

(延滞金)

- 第 9 条 負担金を滞納した設置者は、延滞金を納めなければならない。
- 2 前項の延滞金の額は、運営規則で定める。

(事業費の支弁)

- 第10条 この法人の事業遂行に要する費用は、負担金、補助金、寄附金、資産から生ずる果実等をもって支弁する。

(事業年度)

- 第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第12条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 評議員並びに理事及び監事の名簿
 - (4) 評議員並びに理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づ

き、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(義務の負担等)

第15条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。借入金（その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第16条 この法人に評議員17名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他団体の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）又は業務を執行する役員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く）であるもの。

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別な設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設置に関し行政官庁の認可を必要とする法人をいう。）

(任 期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後

も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する旅費等の費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

第 5 章 評 議 員 会

(構 成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 運営規則の変更及びその他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって召集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することが出来る。

(議 長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により定める。

(決 議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数

の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第 6 章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事17名以上20名以内
- (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、2名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度において、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 理事会に出席し、意見を述べること
- (3) 評議員会に出席し、調査結果を報告すること
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第31条 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令に定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

- 第34条 理事及び監事に対して評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する旅費等の費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。
 - 3 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て理事会で定める。

(責任の一部免除)

- 第35条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項に規定する役員及び会計監査人の損害賠償について、法令の定め要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

- 第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止に関する事項

(招 集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して会議の

目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により通知しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することが出来る。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解 散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は神奈川県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は神奈川県に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事 務 局

(設置等)

第47条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により、別に定める。

第 1 1 章 補 則

(関係団体職員への適用)

第 4 8 条 理事会が認定した私立幼稚園関係団体については、これを設置者に準ずるとみなし、当該幼稚園関係団体に勤務する職員については、これを教職員等とみなし、この定款を適用する。この場合において当該職員は、事業団の加入者であることを要しない。

2 前項の幼稚園関係団体は、設置者の果たすべき義務を全て忠実に履行しなければならない。

3 第 1 項の私立幼稚園関係団体は同項の規定にかかわらず、この法人の役員となり、または会議の構成員となることができない。

(定款施行の細目)

第 4 9 条 この定款実施のための手続その他について必要な事項は、運営規則及び所要の規定で定める。

2 前項の運営規則は評議員会の決議により、所要の規程は理事会の決議により、それぞれ定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 1 1 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

北村 勉	鶴見 紘	矢田 昭一	吉田 道子
高橋 薫	相澤 次郎	井上 久	平山 方夫
金子 英行	小磯 信一	亀井 京子	大竹 貞代
中村 邦彦	加藤 行宣	渡邊 健樹	武藤 保之
磯川 浩	山本 安雄	石渡 淑恵	安藤 博文

4 この法人の最初の理事、監事及び会計監査人は、次に掲げる者とする。

理 事

禰木 勝彦(理事長)

羽田 哲	渡井 和佳	金子 禎	吉原 繁男
内藤 義幸	永井 宏	鈴木 健之	永保 固紀
長澤 典子	大貫 治子	浦海 葉枝	菊池 路子
大澤 一之	山口 繁美	村上 裕	中野 正規

監 事

高木 茂 柏木 照明 久保田市郎

会計監査人

久野 和義

附 則

1 この定款は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団

運 営 規 則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団の業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところにより、その他の用語の意義は定款の例による。

- (1) 定 款 公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団定款をいう。
- (2) 財 団 公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団をいう。
- (3) 設 置 者 定款第3条に定める設置者で、財団の事業の対象となる者をいう。
- (4) 教職員等 定款第4条第1項第1号に定める教職員等をいう。
- (5) 細 則 定款第49条に定める細目をいう。

(業務執行の基本原則)

第 3 条 この財団の業務は、法令、定款、この規則及び細則等定めるところに従い、適正、かつ、確実な運営を期するように執行しなければならない。

第2章 資金の管理

(資金の運用・管理)

第 4 条 この財団の資金は、当座の支出にあてるため必要、かつ、最小限度の現金または短期の預金として保有するほかは、長期の銀行預金若しくは国債、地方債、社債、外国証券(円貨建債券)その他の方法により、安全、かつ、有利に運用・管理しなければならない。

第3章 申込・辞退及び異動報告等

(申込みの手続)

第 5 条 定款第3条に規定する設置者は、申込書に定款第7条に規定する納付金を添えて申込まなければならない。

(対象幼稚園としての資格の喪失)

第 6 条 設置者は、次の各号の1に該当するときは、財団の事業の対象から除かれる。

- (1) 辞 退
- (2) 定款第8条に規定する負担金を6ヶ月以上滞納したとき。
- (3) その他理事会が、評議員会に諮問の上、不相当と認めた場合。

(辞 退)

第 7 条 この法人の事業の対象から辞退しようとする設置者は、その理由を付して辞退届を提出しなければならない。

(債務の弁済)

第 8 条 財団の事業の対象から除かれた幼稚園が、この財団に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(異動報告)

第 9 条 設置者は、教職員または当該幼稚園に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは事由発生後 10 日以内に財団へ各種届を提出しなければならない。

- (1) 財団に当該幼稚園の教職員等として届出（以下「登録」という。）する教職員等が発生したとき、または登録してある教職員等が退職したとき。
 - (2) 教職員等の氏名に変更があったとき。
 - (3) 法人及び幼稚園の名称、所在地または代表者に異動のあったとき。
 - (4) 同一設置者の経営する幼稚園に異動した場合、又は個人立の設置者と法人立の設置者が、同一人である場合の幼稚園間の異動の場合。
 - (5) 教職員が休職等により、負担金の納入を中断または再開するとき。
- 2 設置者は、財団に登録した教職員の給与を所定の様式により届出しなければならない。既に届出した事項に誤りがあったためにこれを訂正する場合も同様とする。

第4章 納付金及び負担金等

(納付金の額)

第10条 定款第7条第2項の納付金の額は、1幼稚園につき30,000円とする。

(標準給与の等級・月額)

- 第11条 定款第8条の標準給与の等級・月額は、教職員の給与月額に基づき別表第1の区分により定める。なお、この規則において「給与」の範囲は、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）第21条を準用する。ただし、通勤にともなう手当は、給与から除外することができる。
- 2 標準給与は、教職員が毎年7月1日現に雇用される私立幼稚園において同日前2月間受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として定める。
 - 3 教職員の標準給与の決定にあたり、第2項によりがたい場合は、当該職員の資格取得日の属する月の給与月額をもって標準給与とし、同項による標準給与の決定が可能となる年の9月まで適用し、この間の標準給与の変更は行なわない。

(負担金の額)

第12条 負担金の額は前条第2項の月額に1、000分の61を乗じて得た額とする。

(負担金の納付方法及び納付期限等)

- 第13条 負担金の納付方法は、郵便局の自動払込、銀行の自動払込及び郵便局の払込取扱票による納付方法とする。
- 2 払込取扱票による納付の場合は、財団は各月の負担金納付期限の少なくとも7日前までに設置者に払込取扱票を送付するものとする。
 - 3 幼稚園は、負担金の毎月の分を翌月17日(翌月の17日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日)までに納付しなければならない。

(督促状の送付及び延滞金の納入)

- 第14条 財団は、定款第8条第1項の規定による負担金を滞納した設置者に対して督促状を送付しなければならない。
- 2 督促状は納付期限から20日以内に発するものとする。
 - 3 督促状の指定期限は、督促状を発行する日から起算して10日を経過した日とする。
 - 4 督促状に指定した期限までに負担金を完納したときは、延滞金は徴収しない。

- 5 前項の期限までに負担金を完納しない場合は、その負担金額につき年14.6パーセントの割合で、納付期限最終日の翌日から負担金完納の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。
- 6 延滞金の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第5章 退職手当資金の給付

(退職手当資金の給付)

- 第15条 定款第4条第1号の規定による退職手当資金（以下「資金」という。）は、教職員等が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ）に設置者が退職者または遺族（退職した者が退職金の支給を受ける前に死亡した場合を含む。）に支給する退職金に充てるために設置者に給付する。
- 2 設置者が支給する退職金の額は、前項の資金の額を下廻ってはならない。
 - 3 財団から退職手当資金を給付された設置者が、退職者に退職手当を支給しない場合は、退職手当資金を財団に返還しなければならない。
 - 4 加入2年未満で退職した教職員に係る納付した負担金は、設置者に返還しないものとする。

(資金の額)

- 第16条 この財団が給付する資金の額は、退職した者の平均標準給与の月額に、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び別表第6の加入期間及び同表の上欄に掲げる退職の理由による区分に応じその下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 2 前項の場合において、死亡が職務上のものであるかどうかの認定は、理事長が行なう。
 - 3 第1項の別表第3は昭和50年3月31日以前の加入者に適用し、別表第5は平成元年3月31日以前の加入者に適用し、別表第6は平成元年4月1日以降の加入者に適用する。

(みなし定年制)

- 第17条 第16条第1項の規定にかかわらず、教職員等が満65歳に達した日の属する年度を越えて勤務した場合、その年度の末日をもって普通退職したものとみなし、退職金を確定する。（以下この要件に該当するものを「みなし定年教職員等」という。）
- 2 みなし定年教職員等となった者に係る負担金は、その翌年度から徴収しない。
 - 3 みなし定年教職員等に係る退職手当資金は、当該職員が現実には退職したときに運営規則第9条第1項の手続きを経て給付する。

(平均標準給与の月額)

- 第18条 第16条第1項の平均標準給与の月額は、教職員等の加入した日の属する月から起算して、退職した日の属する月までの各月における標準給与の月額の合算額を、その総月で除し、円未満の額を切り捨てて得た額とする。

(加入期間の計算)

- 第19条 資金算定の基礎となる加入期間の計算は、同一設置者による幼稚園の教職員等としての引続いた加入期間による。
- 2 前項の規定による加入期間の計算は、当該幼稚園の教職員等が加入した日の属する月から脱退した日の属する月までの月数とする。
 - 3 前2項の規定による加入期間のうち、次の各号に掲げる期間のある月があるときは、その月を加入期間から除外する。
 - (1) 設置者が財団の事業の対象となる前の在職期間及び設置者が納付する負担金について未納期間があるときは、その未納期間に係る月数。
 - (2) 教職員等に休職・停職その他これらに準ずる事由により、現実には職務に従事することを要しない期間（以下「休職期間等」という。）があったときはその月数。ただし設置者が休職期間等についても、当該教職員等に係る負担金を納付しているときはこの限りでない。

(資金の給付制限)

第20条 資金は、次の各項の1に該当する場合は支給しない。

- (1) 懲戒解雇の処分またはこれに準ずる処分を受けた場合。
- (2) 退職者が刑事事件に関し起訴された場合。

ただし、確定判決により禁固以上の刑に処せられなかった場合は、判決確定後に支給する。

2 前項の規定に該当するものかどうかは、財団の理事長が認定する。

(資金の請求手続)

第21条 設置者が資金の給付を受けようとするときは、加入者脱退届兼退職手当資金給付請求書を財団に提出しなければならない。

2 設置者は、退職の事由が職務上の死亡である場合においては、死亡を証明する書類及びその原因、経過等を詳細に記載した書類を添付しなければならない。

(裁定)

第22条 財団は、請求書を受領したときは、これを審査し、資金を給付すべきものと認めたときは、すみやかに加入者脱退確認通知書（退職手当資金裁定兼支払通知書）を設置者に交付する。

2 前項の場合において、審査の結果、資金の給付ができないと認めたときは、その理由を記載した書面により通知する。

(受領書の提出)

第23条 資金を受領した設置者は、すみやかに財団に退職手当資金領収書を提出しなければならない。

2 前項の退職手当資金領収書には、退職者またはその遺族の退職金の受領を証する書面を添付しなければならない。

3 学校法人内で校種間の異動または他県への異動で財団を退職し、退職手当資金を受領した場合は、設置者は預り証を提出しなければならない。

(脱退の場合に交付する交付金)

第24条 設置者が第6条の規定により事業の対象から除外された場合においては、次の各号に掲げる額の合計額（以下「交付金」という。）を当該設置者に支給する。

- (1) 当該設置者が資格喪失の際、現に勤務している教職員等のために拠出した負担金合計額。
 - (2) 当該設置者が資格喪失の際、現に勤務している教職員等のために拠出した負担金の内、その拠出時点より1年以上経過した負担金につき普通預金の年率で計算された利息相当額。
- ただし、この利息計算において基礎となる期間は年単位とする。

2 前項の交付金は、資格を喪失した日から1年間（以下「据置期間」という。）は、支払を行わない。

ただし、据置期間に生じた交付金に係る果実として、普通預金利率で計算し、円未満の額を切り捨てて得た利息相当額を交付金支払の際、併せて支払う。

3 第1項、第2項の普通預金の利息計算の利率については、資格を喪失した時点での退職手当資金振込事務取扱金融機関の示す普通預金の金利とする。

第6章 補 則

(虚偽の排除)

第25条 設置者がこの財団に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、すでに給付した資金を返還させ、またはその給付を停止することができる。

(調査)

第26条 財団は、負担金または資金に係る事項等につき、必要があると認める場合には、当該設置者から必要な報告を求めることができる。

(審査の請求)

第27条 この財団の処分に対して不服のある設置者は、この財団に対して文書をもって審査の請求をすることができる。ただし、不服申立ての事項が軽易なものと認められるものについては、口頭によることができる。

2 前項の規定による審査の請求があったときは、財団は、その請求を受理した後、すみやかに審査し、裁決してなければならない。

3 裁決は文書により、かつ、理由を付して行なうものとする。

(加入の制限)

第28条 兼務する2以上の幼稚園が財団に加入し、教職員等がそれぞれの幼稚園より給与を受けている場合であっても、設置者はいずれかの幼稚園を定め、1園のみの加入にしなければならない。

(子ども子育て支援新制度施行に伴う加入の継続)

第29条 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が給付事業の対象となっていた私立幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）第7条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。）に規定する被共済職員とならなかった当該社会福祉法人の教職員については、当該社会福祉法人を設置者と見なし加入の継続を認め、退職手当資金給付事業の対象とする。

2 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約施設等であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第6条の規定により引き続き被共済職員となる者は加入を認めない。

(常務理事会)

第30条 理事長は、理事会等へ提案する事項及び緊急事項を協議するため、常務理事会を開催することができる。

2 常務理事会は、理事長、副理事長及び常務理事をもって構成する。

(規則の変更)

第31条 この規則を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議を経なければならない。

(細 則)

第32条 この規則の実施に関し、必要な文書の様式その他の細目は、運営細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公益法人設立の登記の日から施行し、適用については定款附則第1項に準ずる。

(過去の勤務期間の通算)

2 昭和43年4月1日に、財団の事業の対象となった設置者の幼稚園に同日前から在職している教職員等が、同日後5年以上継続して当該設置者の幼稚園に教職員等として在職したときは、第19条第3項第1号の規定にかかわらず、その在職期間を加入期間に通算する。

ただし、当該加入期間の始期が昭和38年4月1日前であるときは、これを昭和38年4月1日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成25年6月13日から施行し、負担金の額、退職給付金の額の算定については平成26年4月1日より実施する。

(平成26年3月31日以前のみなし定年教職員等の取扱)

- 2 平成26年3月31日以前のみなし定年教職員等には、運営規則別表第2、別表第3及び別表第4を適用し、第18条については従前の確定額を適用する。

(2口加入者の例外)

- 3 平成25年6月13日以前に2口の加入を行っている者は従前どおりこれを認める。

附 則

(施行期日)

- 1 この附則は、平成26年6月16日から施行する。
- 2 (退職給付金の額の算定の適用に関する経過措置)
負担金の額、退職給付金の額の算定については、平成25年6月13日改正の附則第1項にかかわらず、次のとおりとする。
(1) 平均標準給与の月額算定については、平成28年4月1日から退職前7年間の標準給与の合計額をその総月数で除した額とする。
(経過措置の検討)
- 3 平成27年度から、負担金の率、退職手当資金支給率及び平均標準給与の計算期間等の検討を行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この附則は平成27年6月13日から施行する。
(退職手当資金の給付額の算定の適用に関する経過措置)
- 2 負担金の額、退職給手当資金の給付額の算定については、次のとおり取り扱うこととする。
(1) 運営規則第12条に定める負担金の額は、平成28年4月1日から実施する。
(2) 運営規則第16条に定める給付する資金の額は、当面、平成25年6月13日改正前の規定を適用する。

別表 第1 (運営規則第11条・第12条)

標準給与一覧表及び負担金額表

標準給与 の等級	標準給与 の月額	給与月額		負担金額 (61/1,000)
第1級	80,000円	82,000円未満		4,880円
第2級	84,000円	82,000円以上	86,000円未満	5,124円
第3級	88,000円	86,000円以上	90,000円未満	5,368円
第4級	92,000円	90,000円以上	94,000円未満	5,612円
第5級	96,000円	94,000円以上	98,000円未満	5,856円
第6級	100,000円	98,000円以上	103,000円未満	6,100円
第7級	105,000円	103,000円以上	108,000円未満	6,405円
第8級	110,000円	108,000円以上	115,000円未満	6,710円
第9級	120,000円	115,000円以上	125,000円未満	7,320円
第10級	130,000円	125,000円以上	135,000円未満	7,930円
第11級	140,000円	135,000円以上	145,000円未満	8,540円
第12級	150,000円	145,000円以上	155,000円未満	9,150円
第13級	160,000円	155,000円以上	165,000円未満	9,760円
第14級	170,000円	165,000円以上	175,000円未満	10,370円
第15級	180,000円	175,000円以上	185,000円未満	10,980円
第16級	190,000円	185,000円以上	195,000円未満	11,590円
第17級	200,000円	195,000円以上	205,000円未満	12,200円
第18級	210,000円	205,000円以上	215,000円未満	12,810円
第19級	220,000円	215,000円以上	225,000円未満	13,420円
第20級	230,000円	225,000円以上	235,000円未満	14,030円
第21級	240,000円	235,000円以上	245,000円未満	14,640円
第22級	250,000円	245,000円以上	255,000円未満	15,250円
第23級	260,000円	255,000円以上	265,000円未満	15,860円
第24級	270,000円	265,000円以上	275,000円未満	16,470円
第25級	280,000円	275,000円以上	285,000円未満	17,080円
第26級	290,000円	285,000円以上	295,000円未満	17,690円
第27級	300,000円	295,000円以上	305,000円未満	18,300円
第28級	310,000円	305,000円以上	315,000円未満	18,910円
第29級	320,000円	315,000円以上	325,000円未満	19,520円
第30級	330,000円	325,000円以上	335,000円未満	20,130円
第31級	340,000円	335,000円以上	345,000円未満	20,740円
第32級	350,000円	345,000円以上	355,000円未満	21,350円
第33級	360,000円	355,000円以上	365,000円未満	21,960円
第34級	370,000円	365,000円以上	375,000円未満	22,570円
第35級	380,000円	375,000円以上	385,000円未満	23,180円
第36級	390,000円	385,000円以上	395,000円未満	23,790円
第37級	400,000円	395,000円以上	405,000円未満	24,400円
第38級	410,000円	405,000円以上	415,000円未満	25,010円
第39級	420,000円	415,000円以上	425,000円未満	25,620円
第40級	430,000円	425,000円以上	435,000円未満	26,230円
第41級	440,000円	435,000円以上	445,000円未満	26,840円
第42級	450,000円	445,000円以上	455,000円未満	27,450円
第43級	460,000円	455,000円以上	465,000円未満	28,060円
第44級	470,000円	465,000円以上		28,670円

別表 第2・第3・第4（運営規則第16条）

退職手当資金支給率表

加入期間	別表第2		別表第3		別表第4	
	平成16年3月31日以前にみなし定年教職員となった者		平成16年3月31日以前の加入者		平成16年4月1日以降の加入者	
	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職
1年未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1年以上2年未満	0.60	3.60	0.57	3.60	0.00	3.60
2年以上3年未満	1.20	4.50	1.14	4.50	1.40	4.50
3年以上4年未満	1.80	5.40	1.71	5.40	2.10	5.40
4年以上5年未満	2.40	6.00	2.28	6.00	2.80	6.00
5年以上6年未満	3.00	7.50	2.85	7.50	3.50	7.50
6年以上7年未満	4.50	9.00	4.28	9.00	4.20	9.00
7年以上8年未満	5.25	10.50	4.99	10.50	4.90	10.50
8年以上9年未満	6.00	12.00	5.70	12.00	5.60	12.00
9年以上10年未満	6.75	13.50	6.41	13.50	6.30	13.50
10年以上11年未満	7.50	15.00	7.13	15.00	7.00	15.00
11年以上12年未満	11.10	16.65	10.55	16.65	8.20	16.65
12年以上13年未満	12.20	18.30	11.59	18.30	9.40	18.30
13年以上14年未満	13.30	19.95	12.64	19.95	10.60	19.95
14年以上15年未満	14.40	21.60	13.68	21.60	11.80	21.60
15年以上16年未満	15.50	23.25	14.73	23.25	13.00	23.25
16年以上17年未満	16.60	24.90	15.77	24.90	14.20	24.90
17年以上18年未満	17.70	26.55	16.82	26.55	15.40	26.55
18年以上19年未満	18.80	28.20	17.86	28.20	16.60	28.20
19年以上20年未満	19.90	29.85	18.91	29.85	17.80	29.85
20年以上21年未満	21.00	31.50	19.95	31.50	19.00	31.50
21年以上22年未満	22.20	33.30	21.09	33.30	20.30	33.30
22年以上23年未満	23.40	35.10	22.23	35.10	21.60	35.10
23年以上24年未満	24.60	36.90	23.37	36.90	22.90	36.90
24年以上25年未満	25.80	38.70	24.51	38.70	24.20	38.70
25年以上26年未満	28.38	40.50	26.96	40.50	25.50	40.50
26年以上27年未満	30.95	42.30	29.40	42.30	26.80	42.30
27年以上28年未満	33.53	44.10	31.85	44.10	28.10	44.10
28年以上29年未満	36.10	45.90	34.30	45.90	29.40	45.90
29年以上30年未満	38.68	47.70	36.74	47.70	30.70	47.70
30年以上31年未満	41.25	49.50	39.19	49.50	32.00	49.50
31年以上32年未満	42.63	51.15	40.49	51.15	33.30	51.15
32年以上33年未満	44.00	52.80	41.80	52.80	34.60	52.80
33年以上34年未満	45.38	54.45	43.11	54.45	35.90	54.45
34年以上35年未満	46.75	56.10	44.41	56.10	37.20	56.10
35年以上36年未満	48.13	57.75	45.72	57.75	38.50	57.75
36年以上37年未満	49.50	59.40	47.03	59.40	39.80	59.40
37年以上38年未満	50.88	60.00	48.33	60.00	41.10	60.00
38年以上39年未満	52.25		49.64		42.40	
39年以上40年未満	53.63		50.94		43.70	
40年以上41年未満	55.00		52.25		45.00	
41年以上42年未満	56.38		53.56			
42年以上43年未満	57.75		54.86			
43年以上44年未満	59.13		56.17			
44年以上	60.00		57.00			

（注）勤続期間に年未満の端数があるときは、年未満の端数を切捨て上表を適用する。

(運営規則第16条関係)

退職手当資金支給率表 (適用については今後検討)

加入期間	別表 第2		別表 第3		別表 第4		別表 第5		別表 第6	
	平成16年3月31日以前にみなし定年教職員となった者		平成16年3月31日以前の加入者で平成17年3月31日から適用前年度にみなし定年教職員となった者及び昭和50年3月31日以前の加入者		平成16年4月1日以降の加入者で平成18年3月31日から適用前年度にみなし定年教職員となった者		平成元年3月31日以前の加入者		平成元年4月1日以降の加入者	
	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職
1年未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00	0.00
1年以上2年未満	0.60	3.60	0.57	3.60	0.00	3.60			0.00	3.60
2年以上3年未満	1.20	4.50	1.14	4.50	1.40	4.50			1.50	4.50
3年以上4年未満	1.80	5.40	1.71	5.40	2.10	5.40			2.25	5.40
4年以上5年未満	2.40	6.00	2.28	6.00	2.80	6.00			3.00	6.00
5年以上6年未満	3.00	7.50	2.85	7.50	3.50	7.50			3.75	7.50
6年以上7年未満	4.50	9.00	4.28	9.00	4.20	9.00			4.50	9.00
7年以上8年未満	5.25	10.50	4.99	10.50	4.90	10.50			5.25	10.50
8年以上9年未満	6.00	12.00	5.70	12.00	5.60	12.00			6.00	12.00
9年以上10年未満	6.75	13.50	6.41	13.50	6.30	13.50			6.75	13.50
10年以上11年未満	7.50	15.00	7.13	15.00	7.00	15.00			7.50	15.00
11年以上12年未満	11.10	16.65	10.55	16.65	8.20	16.65			9.50	16.65
12年以上13年未満	12.20	18.30	11.59	18.30	9.40	18.30			10.40	18.30
13年以上14年未満	13.30	19.95	12.64	19.95	10.60	19.95			11.30	19.95
14年以上15年未満	14.40	21.60	13.68	21.60	11.80	21.60			12.20	21.60
15年以上16年未満	15.50	23.25	14.73	23.25	13.00	23.25			13.10	23.25
16年以上17年未満	16.60	24.90	15.77	24.90	14.20	24.90			14.20	24.90
17年以上18年未満	17.70	26.55	16.82	26.55	15.40	26.55			15.40	26.55
18年以上19年未満	18.80	28.20	17.86	28.20	16.60	28.20			16.60	28.20
19年以上20年未満	19.90	29.85	18.91	29.85	17.80	29.85			17.80	29.85
20年以上21年未満	21.00	31.50	19.95	31.50	19.00	31.50			19.00	31.50
21年以上22年未満	22.20	33.30	21.09	33.30	20.30	33.30			20.30	33.30
22年以上23年未満	23.40	35.10	22.23	35.10	21.60	35.10			21.60	35.10
23年以上24年未満	24.60	36.90	23.37	36.90	22.90	36.90			22.90	36.90
24年以上25年未満	25.80	38.70	24.51	38.70	24.20	38.70			24.20	38.70
25年以上26年未満	28.38	40.50	26.96	40.50	25.50	40.50			25.50	40.50
26年以上27年未満	30.95	42.30	29.40	42.30	26.80	42.30	27.93	42.30	26.80	42.30
27年以上28年未満	33.53	44.10	31.85	44.10	28.10	44.10	30.26	44.10	28.10	44.10
28年以上29年未満	36.10	45.90	34.30	45.90	29.40	45.90	32.59	45.90	29.40	45.90
29年以上30年未満	38.68	47.70	36.74	47.70	30.70	47.70	34.90	47.70	30.70	47.70
30年以上31年未満	41.25	49.50	39.19	49.50	32.00	49.50	37.23	49.50	32.00	49.50
31年以上32年未満	42.63	51.15	40.49	51.15	33.30	51.15	38.47	51.15	33.30	51.15
32年以上33年未満	44.00	52.80	41.80	52.80	34.60	52.80	39.71	52.80	34.60	52.80
33年以上34年未満	45.38	54.45	43.11	54.45	35.90	54.45	40.95	54.45	35.90	54.45
34年以上35年未満	46.75	56.10	44.41	56.10	37.20	56.10	42.19	56.10	37.20	56.10
35年以上36年未満	48.13	57.75	45.72	57.75	38.50	57.75	44.38	57.75	38.50	57.75
36年以上37年未満	49.50	59.40	47.03	59.40	39.80	59.40	44.68	59.40	39.80	59.40
37年以上38年未満	50.88		48.33		41.10		45.91	60.00	41.10	60.00
38年以上39年未満	52.25		49.64		42.40		47.16	60.00	42.40	60.00
39年以上40年未満	53.63		50.94		43.70		48.39	60.00	43.70	60.00
40年以上41年未満	55.00		52.25			60.00	49.64	60.00	45.00	60.00
41年以上42年未満	56.38	60.00	53.56	60.00			50.88	60.00	45.00	60.00
42年以上43年未満	57.75		54.86		45.00		52.12	60.00	45.00	60.00
43年以上44年未満	59.13		56.17				53.36	60.00	45.00	60.00
44年以上	60.00		57.00				54.15	60.00	45.00	60.00

(注) 勤続期間に年未満の端数があるときは、年未満の端数を切り捨て上表を適用する。

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団

運 営 細 則

(目 的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団の業務の運営に関し、必要な文書の様式及び事務の取扱いについて定める。

(用 語)

第 2 条 この細則において規則とは、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団運営規則をいい、その他の用語の意義は定款及び規則の例による。

(文書の様式)

第 3 条 次の各号に掲げる文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----------------------------------|-------|---------|
| (1) 規則第 5 条の申込書 | | 第 1 号様式 |
| (2) 規則第 7 条の辞退届 | | 第 2 号様式 |
| (3) 規則第 13 条の払込取扱票 | | 第 3 号様式 |
| (4) 規則第 14 条の督促状 | | 第 4 号様式 |
| (5) 規則第 21 条第 1 項の退職手当資金給付請求書 | | 第 5 号様式 |
| (6) 規則第 22 条第 1 項の退職手当資金裁定兼支払通知書 | | 第 6 号様式 |
| (7) 規則第 23 条の退職手当資金領収書 | | 第 7 号様式 |
- 2 規則第 9 条第 1 項の異動報告書の様式は次の各号に定めるところによる。
- | | | |
|---------------|-------|----------|
| (1) 加入資格取得届 | | 第 8 号様式 |
| (2) 加入者脱退届 | | 第 5 号様式 |
| (3) 加入者登録変更届 | | 第 9 号様式 |
| (4) 幼稚園登録変更届 | | 第 10 号様式 |
| (5) 加入者異動届 | | 第 11 号様式 |
| (6) 加入者休職・復職届 | | 第 12 号様式 |
- 3 規則第 9 条第 2 項の給与の月額についての届書の様式は、次の各号に定めるところによる。
- | | | |
|-----------------|-------|----------|
| (1) 標準給与月額算定基礎届 | | 第 13 号様式 |
| (2) 給与月額変更届 | | 第 14 号様式 |

(細則の変更)

第 4 条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議を経なければならない。ただし、軽易な事項については、理事長の決するところによることができる。

(補 則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、常務理事会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

申 込 書

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団 様

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団定款、同運営規則を承知のうえ、入会の
申し込みをいたします。

平成 年 月 日

法 人 名

代表者氏名

印

第 2 号様式

辞 退 届

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団 様

今般、つぎの理由により、貴財団を脱退いたしたくお届けいたします。

地区番号	幼稚園番号	幼 稚 園 名

(理 由)

平成 年 月 日

法 人 名

代表者氏名

(個人の場合は設置者名)

印

第 3 号様式

払 込 取 扱 票

00

口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。

口座記号				口座番号 (右詰で記入)				金 額			
千	百	十	円	千	百	十	円	千	百	十	円

加入者名

通信欄・ご依頼人

〒

おとご

おなまえ

(ご連絡先電話番号 - -)

料 金

備考

日 付

印

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号				金 額				ご依頼人				料 金				備考			
千	百	十	円	千	百	十	円	おなまえ				(消費税込み) 日 付 印				円			

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)

これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

切り取らないで出してください。

第 4 号様式

督 促 状

平成 年 月 日

幼稚園設置者 様

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団

貴園の教職員にかかる負担金が下記のとおり未納になっていますので、平成 年 月 日までに納付下さいますよう催促します。なお、延滞金については定款第9条により、後日請求しますのでご了承願います。

区 分	負 担 金 額
平成 年 月分	円
平成 年 月分	円
平成 年 月分	円
合計	円

本状が払込みと行き違いの場合はご容赦願います。

1枚目のみご提出ください。

第 9 号様式

加 入 者 登 録 変 更 届

年 月 日

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団 御中

下 記 の と お り お 届 け し ま す 。

法 人 名

代表者氏名

(個人の場合は設置者名)



地区番号	幼稚園番号	幼稚園名

加入者番号	変 更 前 氏 名	変 更 後 氏 名	性別	生 年 月 日	加 入 年 月 日	変 更 年 月 日
	フリガナ	フリガナ		年号 年 月 日	年号 年 月 日	年号 年 月 日
	漢 字	漢 字				
	フリガナ	フリガナ		年号 年 月 日	年号 年 月 日	年号 年 月 日
	漢 字	漢 字				
	フリガナ	フリガナ		年号 年 月 日	年号 年 月 日	年号 年 月 日
	漢 字	漢 字				
	フリガナ	フリガナ		年号 年 月 日	年号 年 月 日	年号 年 月 日
	漢 字	漢 字				
	フリガナ	フリガナ		年号 年 月 日	年号 年 月 日	年号 年 月 日
	漢 字	漢 字				
	フリガナ	フリガナ		年号 年 月 日	年号 年 月 日	年号 年 月 日
	漢 字	漢 字				

記入上の注意
(性別) 1:男性 2:女性
(年号) 3:昭和 4:平成
1枚目のみご提出ください。

第 10 号様式

幼 稚 園 登 録 変 更 届

年 月 日

公益財団法人 神奈川県私立幼稚園退職基金財団 御中

下 記 の と お り お 届 け し ま す 。

法 人 名

代表者氏名

(個人立の場合は設置者名)

印

地区番号	幼稚園番号

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
幼 稚 園 名	フリガナ		年号 年 月 日
	漢字		
幼稚園所在地	フリガナ		年号 年 月 日
	漢字		
法 人 名	フリガナ		年号 年 月 日
	漢字		
代表者氏名 個人立の場合は設置者名	フリガナ		年号 年 月 日
	漢字		
法人所在地	フリガナ		年号 年 月 日
	漢字		

記入上の注意 ※1 該当する欄のみご記入ください。
個人立から法人立へ変更の場合は「法人名」の「変更後」の欄にご記入ください。
※2 記名捺印欄は変更後のものをお願いします。
(年号) 4:平成

第 11 号様式

加 入 者 異 動 届

年 月 日

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団 御中

下 記 の と お り お 届 け し ま す 。

法人名

代表者氏名



異 動 前 の 幼 稚 園				異 動 後 の 幼 稚 園			加 入 者 氏 名	異 動 年 月 日			
地区番号	幼稚園番号	幼 稚 園 名	加 入 者 番 号	地区番号	幼稚園番号	幼 稚 園 名		年 号	年	月	日

記入上の注意
(年号) 4:平成

第 12 号様式

加 入 者 休 職 ・ 復 職 届

年 月 日

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団 御中

下 記 の と お り お 届 け し ま す 。

法 人 名

代表者氏名

(個人の場合は設置者名)



地区番号	幼稚園番号	幼 稚 園 名

加入者番号	加 入 者 氏 名	☐ 休職発生年月日	☐ 休 職 の 事 由	復 職 時 の 給 与 月 額						
		☐ 復職発生年月日	☐ 復 職 の 事 由	(復職の方のみご記入ください)						
				百	十	万	千	百	十	円
		年 月 日								

記入上の注意

該当する□にチェックをしてください。

1枚目のみご提出ください。

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団

〒221-0055 横浜市神奈川区大野町1番地2-5

横浜ポートサイトプレイスアネックス5階

TEL (045) 440-0190 FAX (045) 440-0193
